

奈良県営水道企業管理規程第九号

水道局
各課
出先機関

県営水道の業務に従事する会計年度任用職員の給与等に関する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井 正 吾

県営水道の業務に従事する会計年度任用職員の給与等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、県営水道の業務に従事する企業職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与等の額及び支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与等)

第二条 会計年度任用職員の給与等の額及び支給については、県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号）及びこの規程に特別の定めがあるものを除くほか、知事部局の会計年度任用職員の例による。

(給料の額の決定)

第三条 前条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第二十三條の三第二項の規定の適用については、同項中「人事委員会規則で定める基準に従い」とあるのは「県営水道の業務に従事する会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和二年三月奈良県営水道企業管理規程第九号。以下「規程」という。）第三條の表の業務類型欄の区分に対応する初任給欄の職務の級及び号給を基礎として、知事部局の会計年度任用職員の例により」と、同項第二号中「人事委員会規則で定める職務の級」とあるのは「規程第三條の表の業務類型欄の区分に対応する初任給欄の職務の級」とする。

業務	基準となる職務	適用	学歴免	初任給	上限
----	---------	----	-----	-----	----

類型	補助事務	一般事務	専門事務	困難専門事務	補助技労	一般技労	専門技労
	常時勤務を要する職員の仕事の補佐又はこれに類する職務	補助事務又は専門事務に属さない職務	専門的な資格、業務経験等を要する職務	専門事務のうち、相当高度の知識経験を要する特に困難な職務	技労補佐又はこれに類する業務を行う職務	補助技労又は専門技労に属さない技労業務を行う職務	専門資格又は業務経験等を要する専門技労を行う職務
表	料	料	料	料	料	料	料
給	給	給	給	給	給	給	給
する	する	する	する	する	する	する	する
許等	許等	許等	許等	許等	許等	許等	許等
高校卒	高校卒	高校卒	高校卒	高校卒	高校卒	高校卒	高校卒
一級五号給	一級五号給	一級五号給	一級五号給	一級五号給	一級一号給	一級一号給	一級一号給
一級五号給	一級五号給	一級五号給	一級五号給	二級百二十五号給	一級九号給	一級四十一号給	一級六十五号給

困難技 労	専門技労のうち、相 当高度な技能を要し、 特に困難な業務を行 う職務		中学卒	一級一号給	二級百三十七号 給
----------	---	--	-----	-------	--------------

備考 専門事務のうち相当高度の知識経験を要する職務には「一級三十七号給」を
「一級六十五号給」と、専門技労のうち相当高度の技能を要する職務には「一
級六十五号給」を「一級七十七号給」と読み替えて本表を適用することができる。

（準用）

第四条 会計年度任用職員の特殊勤務手当については県営水道の業務に従事する企業職
員の給与に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第三号）第七条
の規定を、宿日直手当については同規程第八条の規定を、それぞれ準用する。

（委任）

第五条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項は、
管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。